

# 第4回財務会計改革委員会

～ 財務会計事務執行体制見直し（案）～

平成21年11月4日

# 目 次

- I 出納機関における執行体制について…… P1
- II 命令機関における執行体制について…… P6
- III 内部統制の仕組みづくりについて…… P9

# I 出納機関における執行体制について

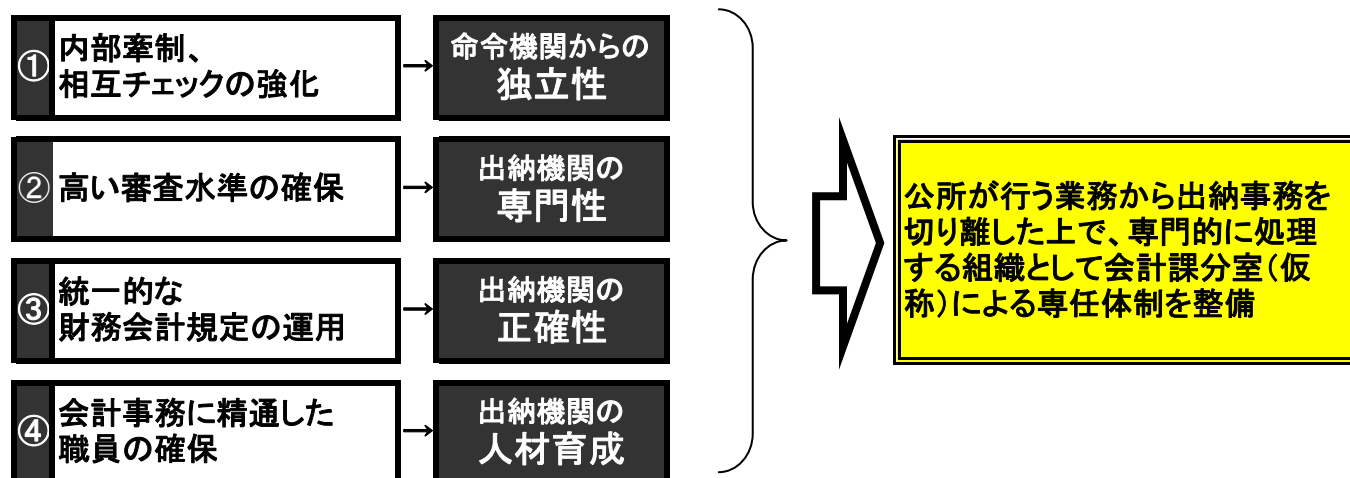
## (1) 現状・課題

- ◆会計公所においては、出納員が支出命令側の業務を兼ねており、実質的に出納機関としての牽制機能が発揮し難い状況にある。
- ◆財務会計事務が多岐にわたり、かつ複雑な仕組みとなっている中で、実務経験が少ないことなどから、正確に処理できていない状況もみられる。

## (2) 前回の審議結果

出納機関の牽制機能の強化のため、ブロックごとに会計課分室を設置し、専任の出納員を配置する方向で、具体的な組織の検討を行い、次回委員会に案を示されたい。

## (3) 基本的な考え方



## (4) 具体的方向性

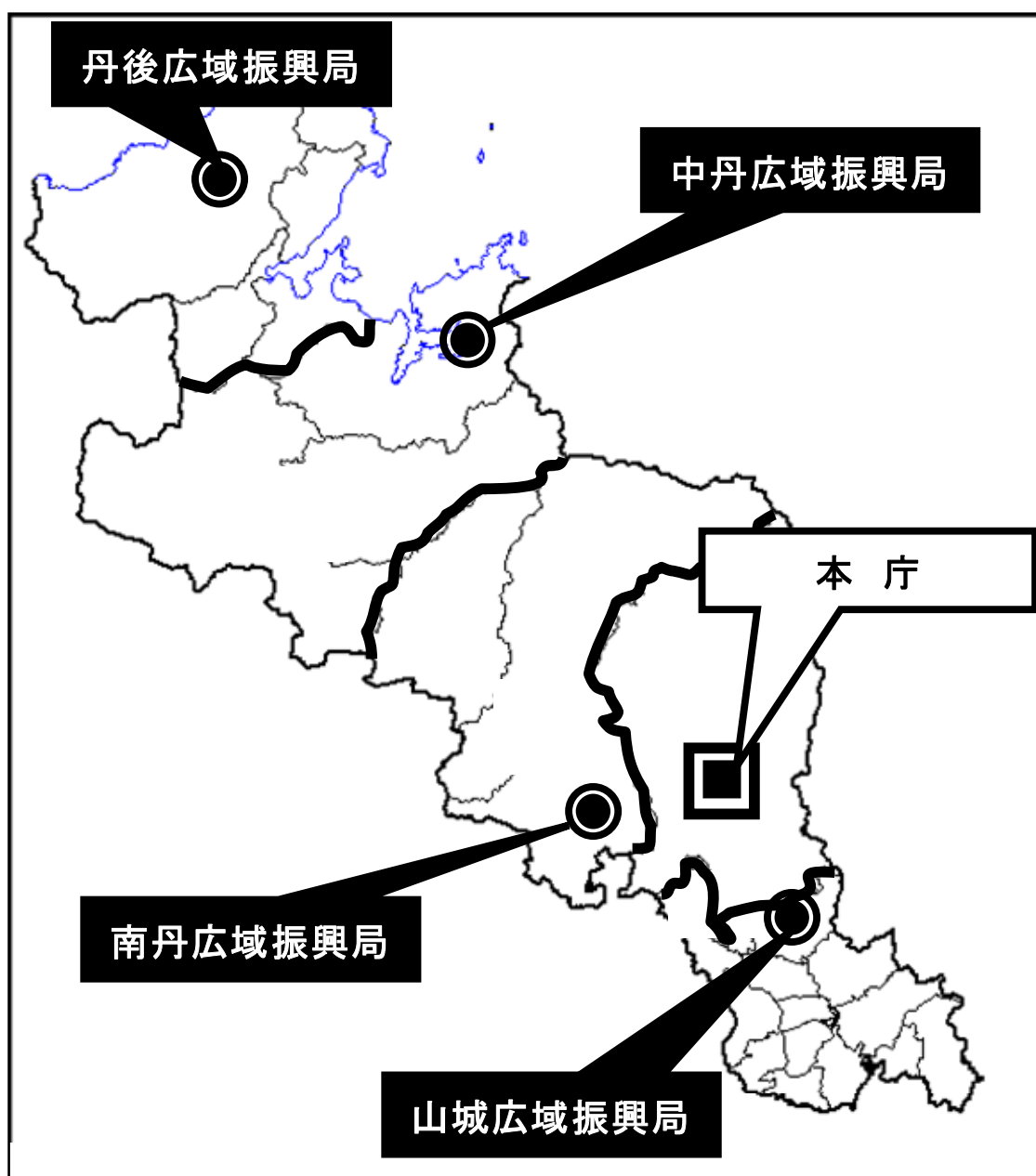
- ◆会計公所における出納事務を集約し、出納機関を命令機関から独立させる。
- ◆集約する出納事務は、支出負担行為の事前協議及び支出伝票等の審査等とする。
- ◆各広域振興局単位に会計課分室(仮称)を新設(京都市内公所については、本庁会計課に集約)し、会計管理者の補助組織として位置付け、専任の会計職員を配置する。
- ◆知事部局及び教育委員会については、早期に具体化を図るとともに、警察組織については、財務事務の電算化の進捗状況を見ながら集約化を検討する。

(5) 再編計画(案)

①集約するブロック

下記の5ブロックをベースとする。

京都市内ブロック →本庁  
山城ブロック(山城広域振興局管内)  
南丹ブロック(南丹広域振興局管内)  
中丹ブロック(中丹広域振興局管内)  
丹後ブロック(丹後広域振興局管内)



※各ブロック内での会計課分室(仮称)の設置場所については調整要。

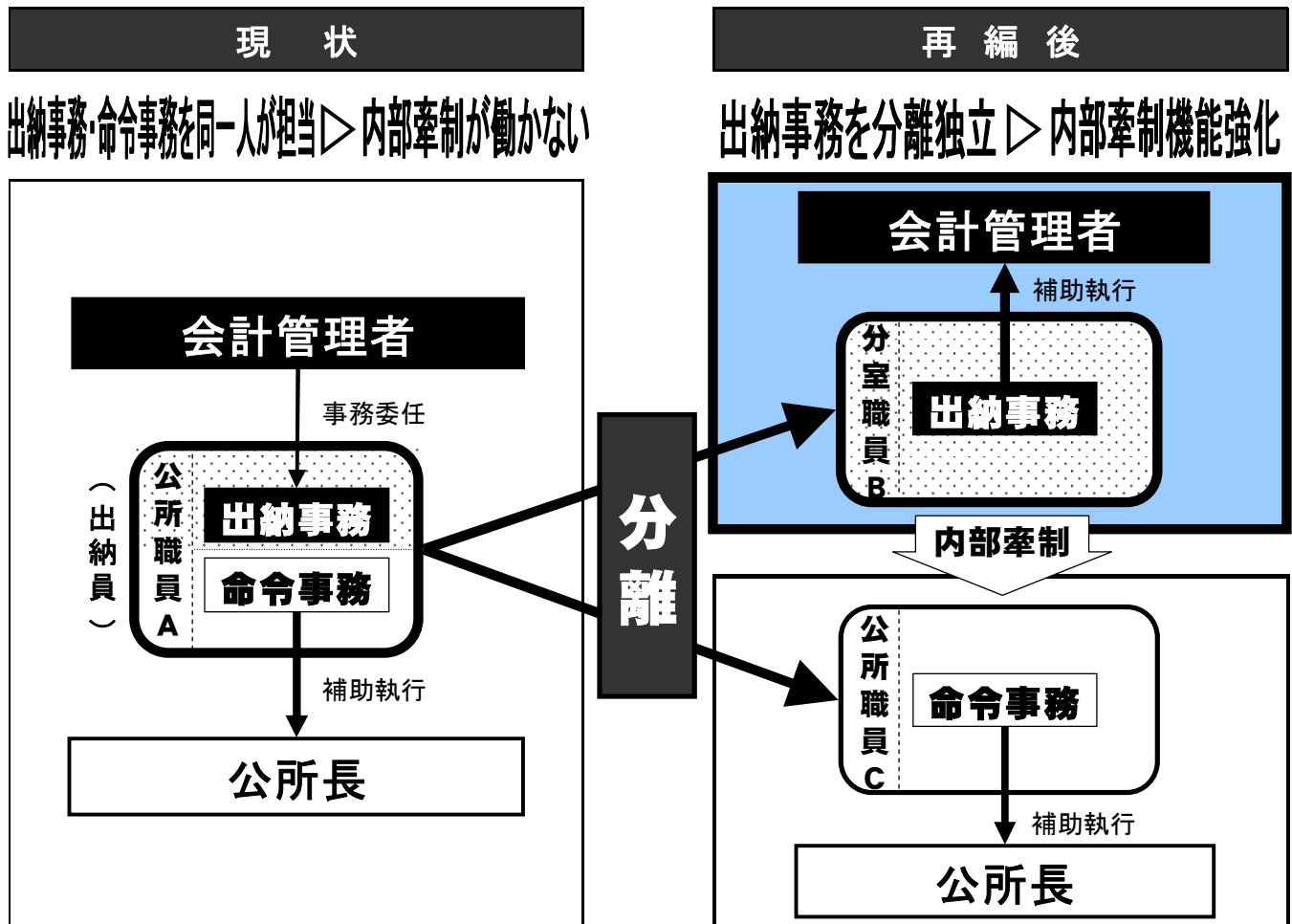
## ②集約対象公所

(京都府会計規則第2条第2号に定める公所)

京都市内	知事部局	18	京都東府税事務所 京都西府税事務所 京都南府税事務所 自動車税管理事務所 京都児童相談所 精神保健福祉総合センター	計量検定所 京都林務事務所 京都土木事務所 職員研修・研究支援センター 保健環境研究所 婦人相談所	中小企業技術センター 府立体育館 府立植物園 府立総合資料館 府立京都高等技術専門校 府立陶工高等技術専門校	会計課 (本庁)
	教育委員会	21	山城高等学校 鴨沂高等学校 洛北高等学校 北稜高等学校 朱雀高等学校 洛東高等学校 鳥羽高等学校	嵯峨野高等学校 北嵯峨高等学校 北桑田高等学校 桂高等学校 洛西高等学校 桃山高等学校 東稜高等学校	洛水高等学校 京都すばる高等学校 盲学校 聾学校 桃山養護学校 総合教育センター 府立図書館	
山城管内	知事部局	9	山城広域振興局 乙訓土木事務所 山城北土木事務所	山城土木事務所 宇治児童相談所 消防学校	身体障害者更生相談所 城陽障害者高等技術専門校 流域下水道事務所	会計課分室 (山城)
	教育委員会	19	乙訓教育局 山城教育局 向陽高等学校 乙訓高等学校 西乙訓高等学校 東宇治高等学校 城南菱創高等学校	菟道高等学校 城陽高等学校 西城陽高等学校 京都八幡高等学校 久御山高等学校 田辺高等学校 木津高等学校	南陽高等学校 向日が丘養護学校 城陽養護学校 南山城養護学校 山城郷土資料館	
南丹管内	知事部局	5	南丹広域振興局 南丹土木事務所	大野ダム管理事務所 府立淇陽学校	京都府農林水産技術センター	会計課分室 (南丹)
	教育委員会	7	南丹教育局 亀岡高等学校 南丹高等学校	園部高等学校 農芸高等学校 須知高等学校	丹波養護学校	
中丹管内	知事部局	7	中丹広域振興局 中丹東土木事務所 中丹西土木事務所	福知山児童相談所 港湾事務所 府立福知山高等技術専門校	府立農業大学校	会計課分室 (中丹)
	教育委員会	9	中丹教育局 綾部高等学校 福知山高等学校	工業高等学校 大江高等学校 東舞鶴高等学校	西舞鶴高等学校 中丹養護学校 舞鶴養護学校	
丹後管内	知事部局	4	丹後広域振興局 丹後土木事務所	水産事務所 織物・機械金属振興センター		会計課分室 (丹後)
	教育委員会	9	丹後教育局 宮津高等学校 海洋高等学校	加悦谷高等学校 峰山高等学校 網野高等学校	久美浜高等学校 与謝の海養護学校 丹後郷土資料館	

### ③役割分担の明確化

会計管理者の補助組織として、専任の会計職員を配置する。



### ④集約する主な業務

内部牽制機能の強化を図るため、審査業務を中心に集約を行う。

業務名	業務内容
支出負担行為の協議等	支出の内容や手続きが法令や予算に反していないか審査
支出伝票等の審査等	債務金額が確定していることや正当債権者等について確認

### ⑤再編に伴う新たな業務(機能強化)

会計課分室(仮称)の設置に伴い、命令機関に対するきめ細かな指導を行う。

業務名	業務内容	備考
公所の会計事務指導等	公所の支出命令業務等に対する指導・検査	財務指導員との連携による実施

**(参考) 集約を行わない業務**

府民サービスの維持、事務効率を考慮し、一部の出納事務については集約を行わない。

業 務 名	業 務 内 容	備 考
現金の出納・保管等	窓口収納現金や収入証紙等の取扱いや保管等	左の権限に限定した出納員等を存置
物品の出納・保管	物品の取得や所属間の異動手続の確認等	

**(6) 留意すべき事項**

- ◆財務会計事務の更なる適正化を推進するため、牽制機能の強化に向けた執行体制の見直しを、早期に実現されるべきである。
- ◆京都府においては、財務事務に関する電算システムが既に導入されているなど、一定の環境が整っている(警察本部を除く)ことから、来年度にも具体化されるよう検討されたい。

## Ⅱ 命令機関における執行体制について

### (1) 現状・課題

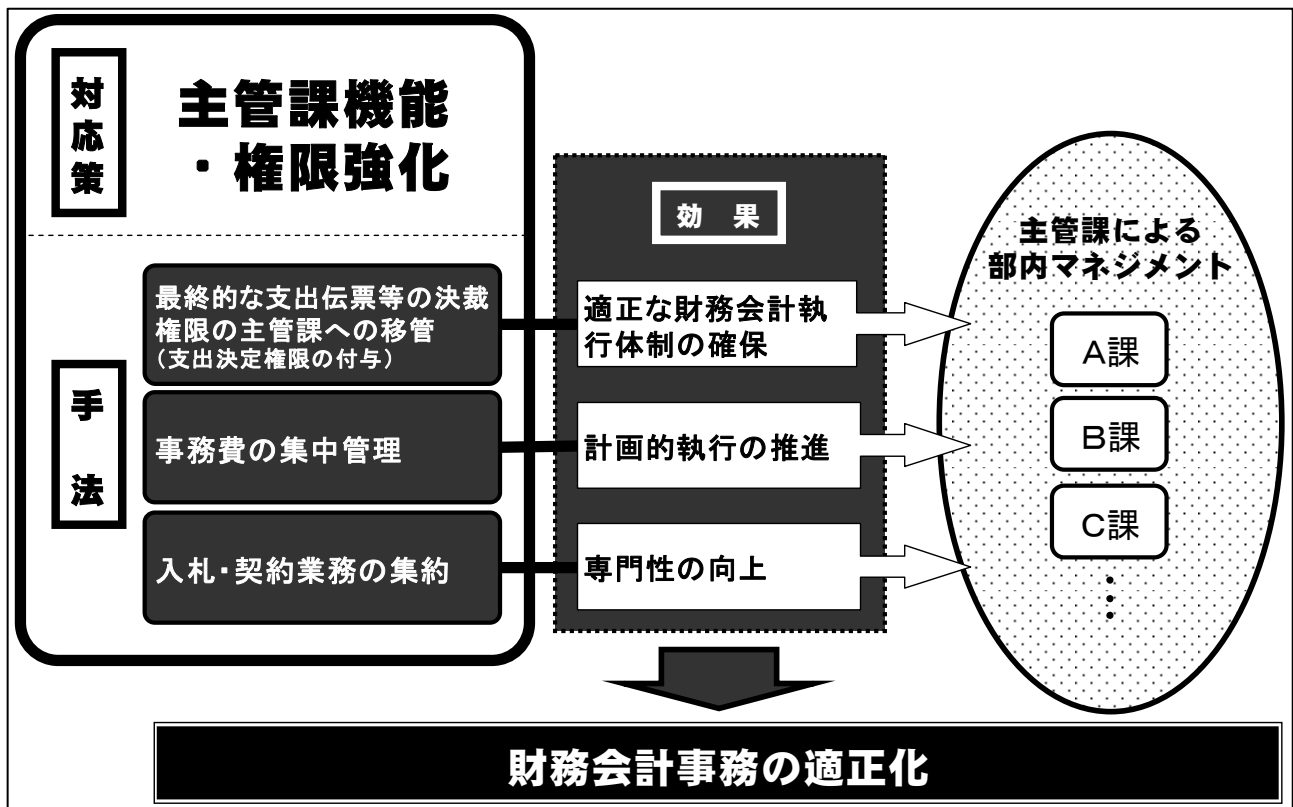
- ◆複雑多岐にわたる入札・契約・経理事務に対する知識・経験不足などから事務処理ミスが恒常的に発生している。
- ◆本庁各部の主管課への庶務事務の集約に不均衡が見られ、特に、財務会計事務の集約が進んでいないことから、主管課のマネジメント機能が十分発揮できていない。

### (2) 前回の審議結果

契約事務・経理業務の集約化、各部局事務費の集中化について、次回委員会で検討するための案を提示されたい。

### (3) 具体的方向性

- ◆本庁主管課への財務会計事務等の移管(集約)を進め、主管課の権限と責任を強化することによって、マネジメント機能を確保するとともに、財務会計事務の適正化を図る。
- ◆全庁的に集約が可能なものは一元化し、事務処理の適正化・効率化を図る。





#### (4) 業務移管・集約(案)

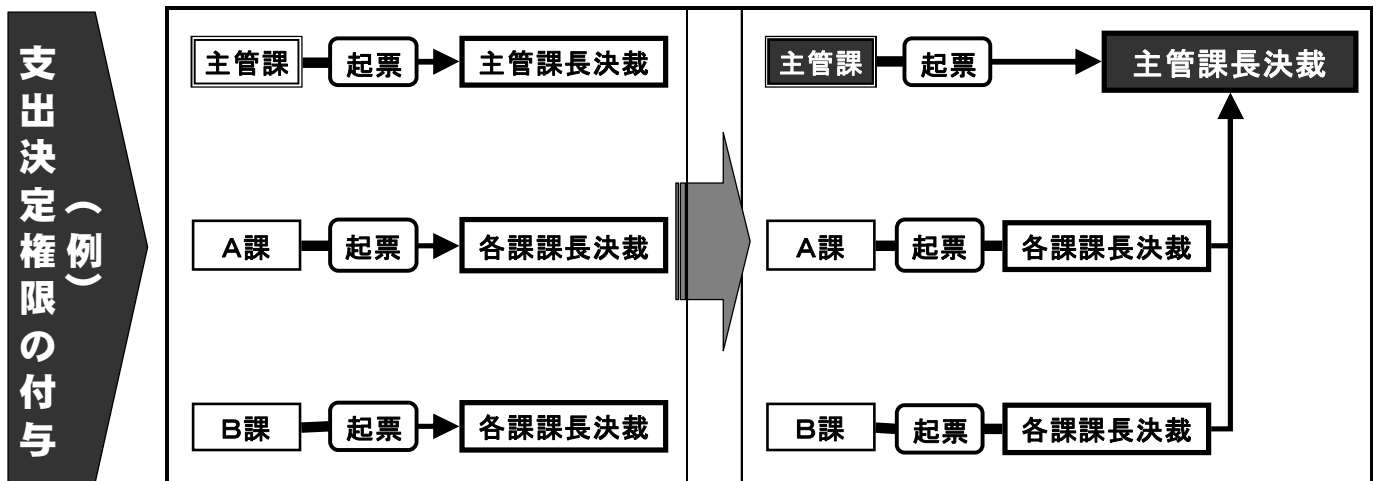
##### ◆主管課に集約する主な業務

内部牽制機能の強化を図るため、支出決定業務等の移管・集約を行う。

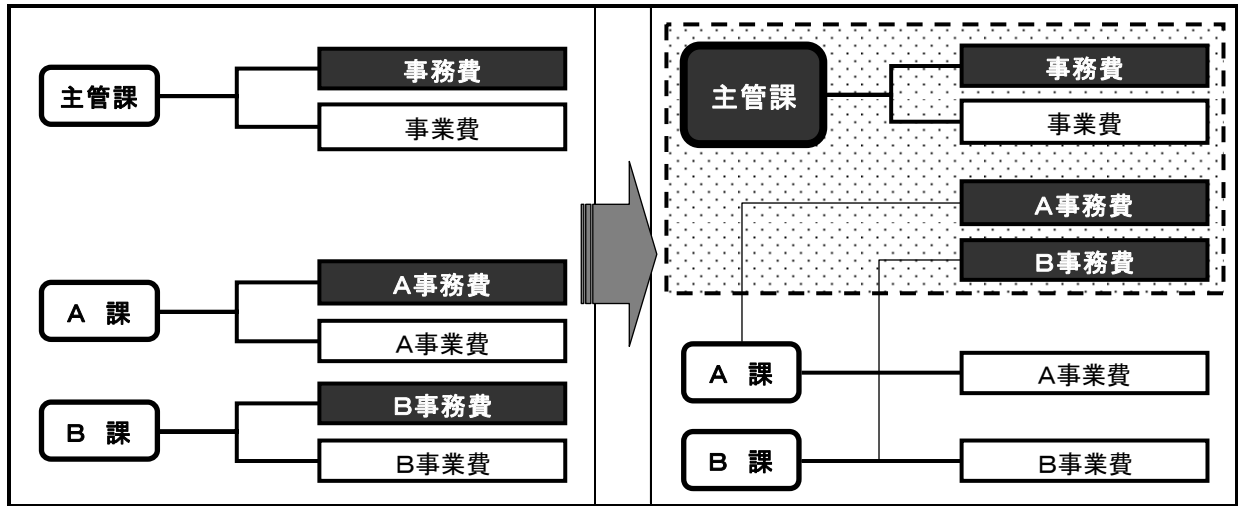
業務名	概要	備考
支出決定業務	支出命令等に対する最終的な決定権限を主管課長が行使	
事務費の管理業務	部内の事務費を主管課が一元管理し計画的に執行	
入札・契約業務	入札・契約に係る事務について主管課が一元的に関与・実施	全庁集約も検討

##### (参考) 主管課集約に馴染まない業務

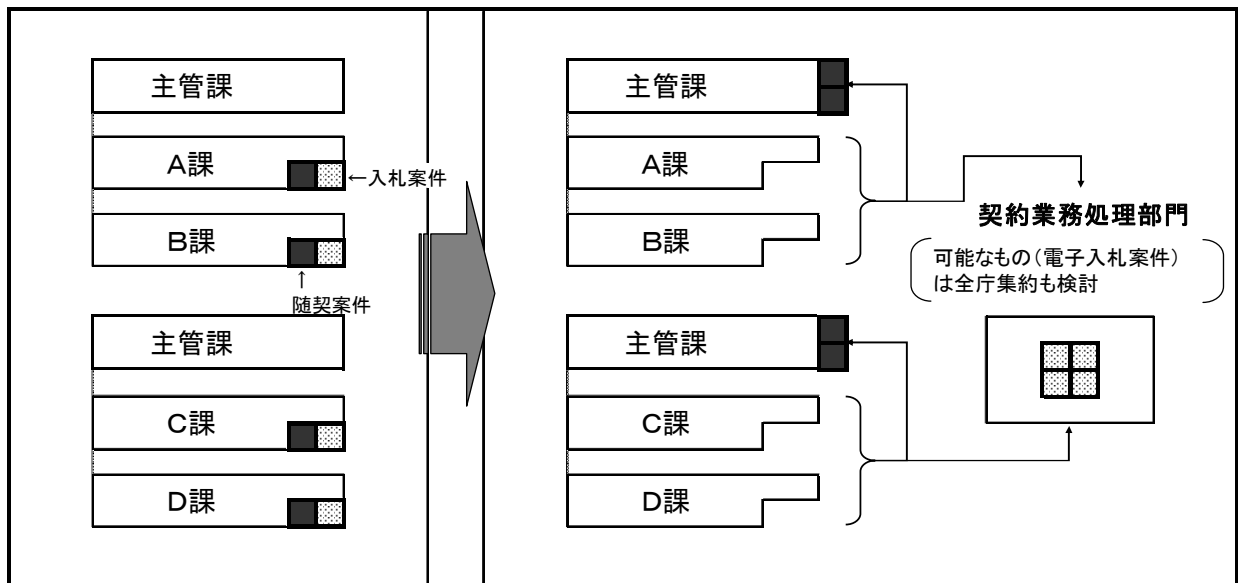
業務名	概要
支出負担行為の実施	予算執行の意志決定行為であり、予算を所管する所属長の責任のもとに判断
公所における経理業務	集約組織との地理的条件等から集約は困難



事務費の集中管理 (例)



入札・契約業務の集約 (例)



(5) 留意すべき事項

◆移管(集約)に際しては、事務の効率化の観点や庶務集約の現状などから、画一的な取り扱いに馴染まない場合もあると考えるが、財務会計事務の適正化の観点から、主管課の関与の強化を基本として、可能なものから早期に実現を図るべきである。

## Ⅲ 内部統制の仕組みづくりについて

---

### (1) 現状・課題

- ◆不祥事件の発生防止のため、自律的・自浄的な内部統制の仕組みづくりが課題である。

### (2) 前回の審議結果

内部統制システムの構築は、地方公共団体にとっても非常に重要な視点であり、前向きな検討を期待したい。

### (3) 基本的な考え方と今後の対応

- ◆公金をめぐる問題の再発防止と信頼回復のための「内部統制の仕組み」づくり
- ◆地方分権改革の基本である「住民から信頼される組織運営」づくり
- ◆「府民満足最大化プラン」に基づき、府民ニーズに即した府政運営の推進



#### ① 不適正な事務処理の改善

職務執行上のリスクを抽出し、リスク発生前に必要な対応を行うとともに、組織的なチェック機能を通じて不適正な事務処理の改善を促進する。

#### ② 職員のコンプライアンスの向上

組織内部のリスクを共有し、職員相互に確認・監視する体制を構築することによって、職員の意識改革を進め、コンプライアンスの向上を図る。

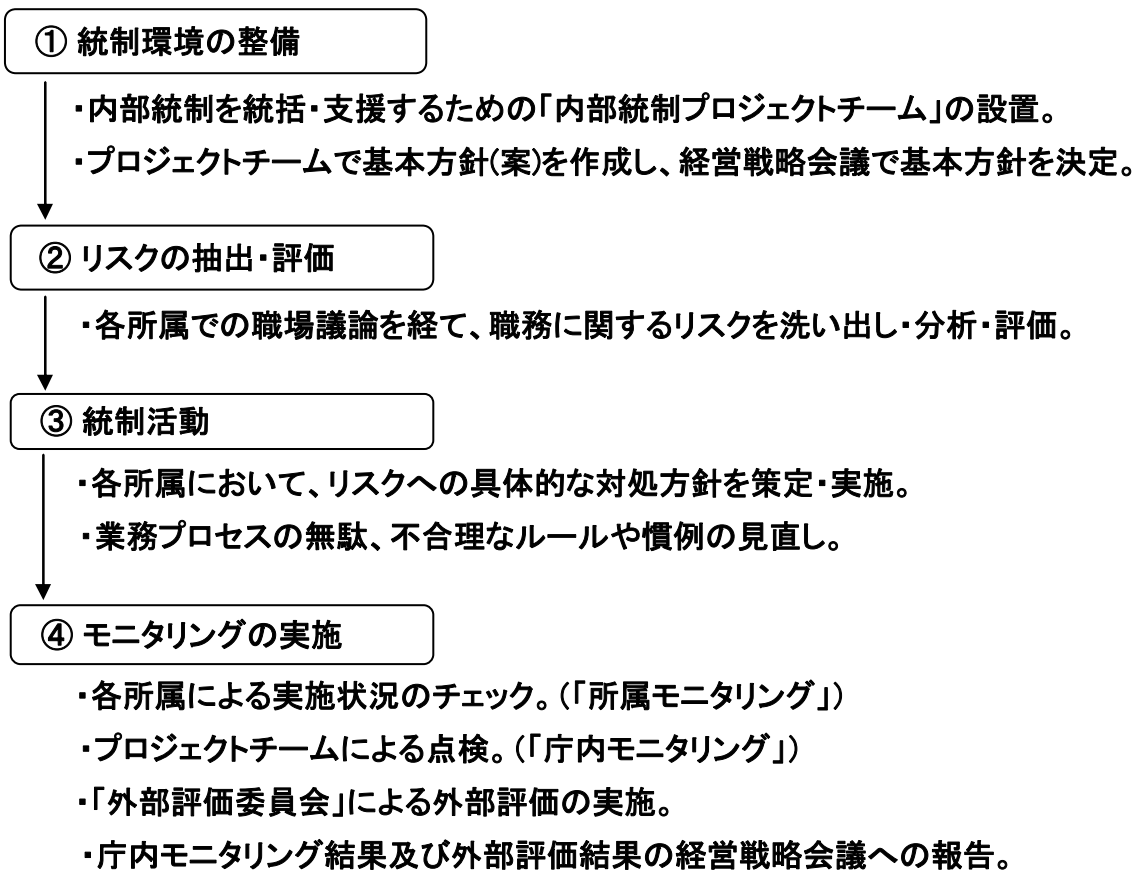
#### ③ 効率的・効果的な業務執行

リスクの洗い出し、業務プロセスの見直し、モニタリングなどを通じて、不合理なルールや業務の無駄を見直し、業務の効率性・有効性の向上を図る。



◎ 内部統制による組織マネジメントを進め、府民から信頼される府政運営を推進。

#### (4) 内部統制システム(イメージ)



#### (5) 検討を要する課題

- ◆ 京都府では、内部統制システムと類似のシステムである「事業仕分け・評価」がスタートしていることから、これらの仕組みとの整合を図る必要がある。
- ◆ 全庁的な内部統制作業に先立ち、まずは出納機関による検査機能の強化など、内部牽制機能の強化に向けた取組が重要である。
- ◆ 総務省の「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」においても、今後の推進方策として、当面、事例の収集、分析、モデル事例紹介を行い、将来的に地方公共団体を取り巻く環境の変化をふまえて検討するとされており、これらの動向を見極める必要がある。

#### (6) 留意すべき事項

- ◆ 諸課題の検討・検証を進めながら、継続的にシステムの構築に向けて取り組むべきである。